

「郷土の文化財の保存と活用の在り方」

西之表市文化財保護審議委員

岩下 真奈美

0. はじめに

地域固有の財産でもある建築文化財が、地域振興、観光振興などを通じて、地方創生や地域経済活性化に貢献することが期待されている。

一方で、離島である熊毛地区においては、急速な過疎化・少子高齢化などによって、これらの建造物の担い手不足の問題があるのも事実である。

縮小社会に向かっている今、価値ある建造物が眠ったままに失われてしまう前に、再評価し、地域社会に位置づけ、次世代に地域一体で継承していく仕組みを構築していくことが求められている。

1. 建築の文化財について

建造物、工芸品、彫刻、書跡、古文書、考古資料、歴史資料などの有形文化的所産で、我が国にとって歴史上・芸術上・学術上価値の高いものを総称して「有形文化財」と呼んでいる。

このうち、建造物について、重要なものは「重要文化財」に指定され、その中でさらに価値の高いものは「国宝」として指定されている。一方で、指定はされていないが、保存と活用が特に必要なものは、「登録有形文化財」として登録されている。

2. 鹿児島県と種子島・屋久島の建築文化財

表 1. 文化財の件数 (R5.7.1 現在)

	国宝 (件)	重要文化財 (件)	登録有形文化財 (件)
全国	230	2,557	13,637
鹿児島県	1	12	123
種子島	0	1	4
屋久島	0	0	2

- ・重要文化財 : 古市家住宅 (江戸末期、中種子町、1994.07.12 指定)
- ・登録有形文化財: 旧上妻家住宅主屋、門 (江戸末期、西之表市、2017.05.02 登録)
- 八板家住宅主屋 (江戸末期、西之表市、2017.10.27 登録)
- 遠藤家住宅主屋 (江戸末期、西之表市、2021.02.26 登録)
- 屋久島灯台 (明治30年、屋久島町、2021.06.24 登録)
- 屋久島灯台石塀 (明治30年、屋久島町、2021.06.24 登録)

3. 登録有形文化財とは

3-1. 登録有形文化財になる要件

原則として建築後50年を経過した建造物で、次のいずれかに該当するもの。

- (1) 国土の歴史的景観に寄与しているもの
=地域で広く親しまれているもの

- (2) 造形の規範となっているもの
= デザインが優れているもの
- (3) 再現することが容易でないもの
= 現在では珍しい技術や技能が用いられているもの

3-1-1. 国土の歴史的景観に寄与しているもの

= 地域で広く親しまれているもの

旧鯉坂家住宅主屋（加世田）、鹿児島県立鹿児島工業高等学校大煙突（鹿児島市）など

3-1-2. 造形の規範となっているもの

= デザインが優れているもの

旧曾木発電所本館（伊佐市）、鹿児島市中央公民館（鹿児島市）、鹿児島市庁舎の本館（鹿児島市）など

3-1-3. 再現することが容易でないもの

= 現在では珍しい技術や技能が用いられているもの

潮音館（鹿児島市）、森山家住宅土蔵（始良市）、鹿児島県立博物館考古資料館（鹿児島市）など

3-2. 登録有形文化財手続き

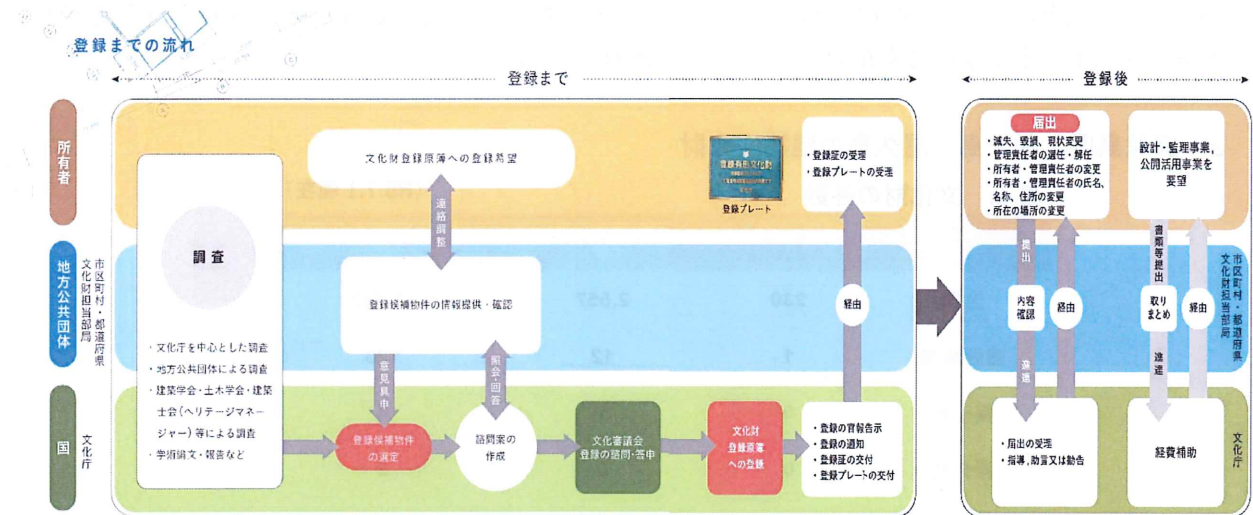


図 2. 登録有形文化財に登録されるまでの流れ

3-3. 登録候補建造物の意見を提出する際に必要な書類

市町村教育委員会で調整のうえで下記の資料を作成した後、県を経由して文化庁参事官（建造物）に提出し、国の文化審議会が登録の決定を行う。

- ① 鹿児島県の進達書
- ② 市町村教育委員会の意見書
- ③ 所有者の同意等に関する意思の確認書類
- ④ 建造物の所有を証する書類
- ⑤ 所見
- ⑥ 位置図
- ⑦ 配置図
- ⑧ 平面図

⑨ 求積図及び求積表（面積計算表）

⑩ 通常望見できる範囲の図

⑪ 写真

3-4.ヘリテージマネージャー

「ヘリテージマネージャー」は、社会的に認められた建築の専門家として、さらに歴史文化遺産の保全活用の手法を習得した建築士である。

地域に眠る歴史的建造物を発掘・再評価し、修復保全・活用を提案し、地域づくりに貢献することをめざしている。

登録有形文化財を登録する際に必要な⑤～⑪の資料を整えることが可能。

4. 種子島・屋久島にある登録有形文化財

4-1. 旧上妻家住宅主屋、門（江戸末期、西之表市、2017.05.02 登録）



写真7. 旧上妻家住宅 空撮写真

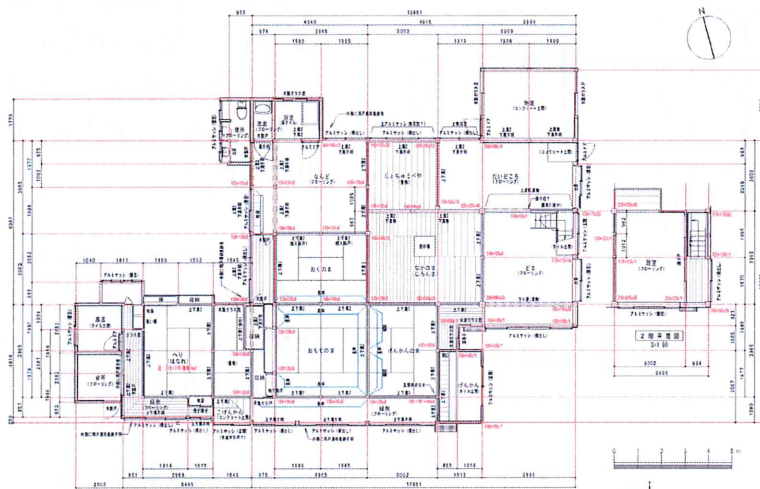


図4. 旧上妻家住宅 平面図

引き続き解体調査が必要であるが、瓦下地に使用されている板の葺き方が「掛け刃掛け戻し」の古式な板葺きとなっていること、また、材料に残る大工道具の痕跡なども、江戸時代中期のものと矛盾が生じている訳ではないとの見解である。

登録基準：国土の歴史的景観に寄与しているもの

・木造平屋一部二階

・東西 19.336m、

・南北 15.024m、

三間取り×三間取り、一階部分約 209 m²の大規模な武家住宅である。

旧上妻家住宅は、棟札と同時に発見された大量の古文書からも、上妻家の歴史的価値は大きく、地域の特徴を示す貴重な遺構である。

古市家住宅や月窓亭など、種子島のその他の建築文化財と同じく、薄い紅色をした土壁、内部造作もトコ構えを板壁とするなど、地域の特徴を良く示している。

これまで江戸末期（1830～1868）の建築で昭和中期（1946～1965）に改修と伝えられてきたが、屋根裏の古文書と一緒に取り外された状態で発見された「棟札」によると、寛延4（1751）年、上棟時は家老職にあった「第30代上妻時雄」の建築と記されている。東坂氏（文化財建造物保存協会福岡監理事務所技術参与）によると、

4-2. 八板家住宅主屋（江戸末期、西之表市、2017.10.27 登録）

登録基準：造形の規範となっているもの

「八板家住宅」は、種子島の海の玄関口、西之表旧港に面して所在する。建物が位置する西之表市西町は古くから栄え、江戸時代は、薩摩藩の外城制度のもと種子島にも敷かれた麓集落の町場であった。敷地は、西側海岸通りと東側西町表通りを結ぶ東西に長い短冊状敷地である。八板家は、江戸時代、島主・種子島家の家臣として貿易や官用船の監理等を司った「二十家」の一つである。明治以降は、種子島唯一の麴屋として栄えた。



写真 15. ナカノマから2階を見上げる



写真 16. 曲線を描く吹抜け天井

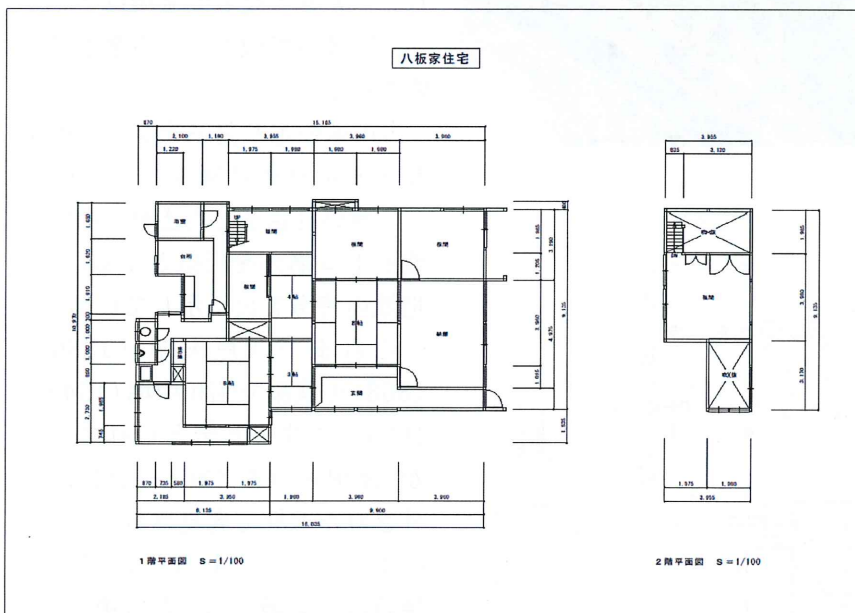


図 5. 八板家住宅主屋平面図

建物は敷地北側に寄せて配置され、南側には海岸通りから表通りに抜けられる庭を有する。木造一部二階建て、表通側間口四間半、桁行七間半（増築部分を除く）の伝統的工法による町家である。妻入で、通りに東面する。

土間に沿って、二列各二室を並べ、奥に中間を介し奥座敷を突出させる。中間上部に二階を設け、吹抜けの天井は船底型とする。港町に残る近世町家の遺構として貴重である。

江戸時代に建てられた町屋は大抵が平屋である。八板家住宅は表通りからは平屋に見せかけ、奥の方に2階を設け、少しでも生活空間を確保しようとした工夫が伺える意匠的にも興味深い構えとなっている。船底型の緩やかな曲線を描く吹抜け天井で二層につながっている空間を有することの意匠的な価値が評価され、「造形の規範となっているもの」として登録されている。

4-3. 屋久島灯台（明治 30 年、屋久島町、2021.06.24 登録）

登録基準：国土の歴史的景観に寄与しているもの



写真 17. 屋久島灯台



写真 18. 屋久島灯台

台湾航路整備のため屋久島北西の永田岬に築造された煉瓦造灯台。灯塔上部にバルコニーを廻らし、下部に扇形平面の付属舎をもつ。入口にペディメントと柱形を表し、付属舎とも軒に歯飾を飾る。現存する明治期灯台で最南部に位置し峻険な要衝の景観に寄与する。

4-4. 屋久島灯台石塀（明治 30 年、屋久島町、2021.06.24 登録）

登録基準：国土の歴史的景観に寄与しているもの



写真 19. 屋久島灯台石塀



写真 20. 屋久島灯台石塀

岬の端部に建つ灯台から東に細長く広がる敷地を囲む、高さ約 1.4m の塀。
粗く加工した屋久島産の花崗岩を三段に積んで下段とし、その上部に煉瓦を三段に積み、モルタル塗で仕上げて笠石状に成形する。過酷な自然環境に対応する重厚なつくりの石塀。

5. 文化財の保存と活用に向けた法の整備

5-1. 文化財の負担と保護法の改正

毎年少しずつ文化財に指定されるものが増える中で、所有者が維持・管理の厳しさに直面するケースも多い。文化財に指定されると税制上の優遇措置や、保存修理の費用の補助を受けることが可能となるが、同時に現状変更届け出や許可が必要になるという制約も出てくる。両者のバランスは難しく、制約の方をより負担だと考えて、文化財指定を受けないという選択をすることも少なくない。

しかし、平成31年4月に改正された文化財保護法によって、これまで保存の意味合いが強かった同法は、文化財を活用しながら保存する方向へと舵を切ったと言える。

文化財を守るだけでなく、今まで以上に活用できるようにし、そこで得た利益を維持・管理に回すなどの可能性が芽生えてきたと言える。

5-2. 地域における文化財の総合的な保存・活用に向けて

これまでは、建造物、無形文化財と、管轄するそれぞれの部局が中心になって守って来た。しかし、縦割りのまま活用に舵を切っても、各文化財単体の取り組みの集合でしかない。そこで、文化財を個別の“点”として捉えるのではなく、地域一帯で“面”として捉え、域内のあらゆる文化財を連携させて活用できるようになった。エリアそのものが重要だと見て、そこにある文化財をコミュニティ共通の宝として活用していく。そういった法定計画を市町村で立てられるようになったのが文化財保存活用地域計画である。

5-3. 文化財保護法の改正概要

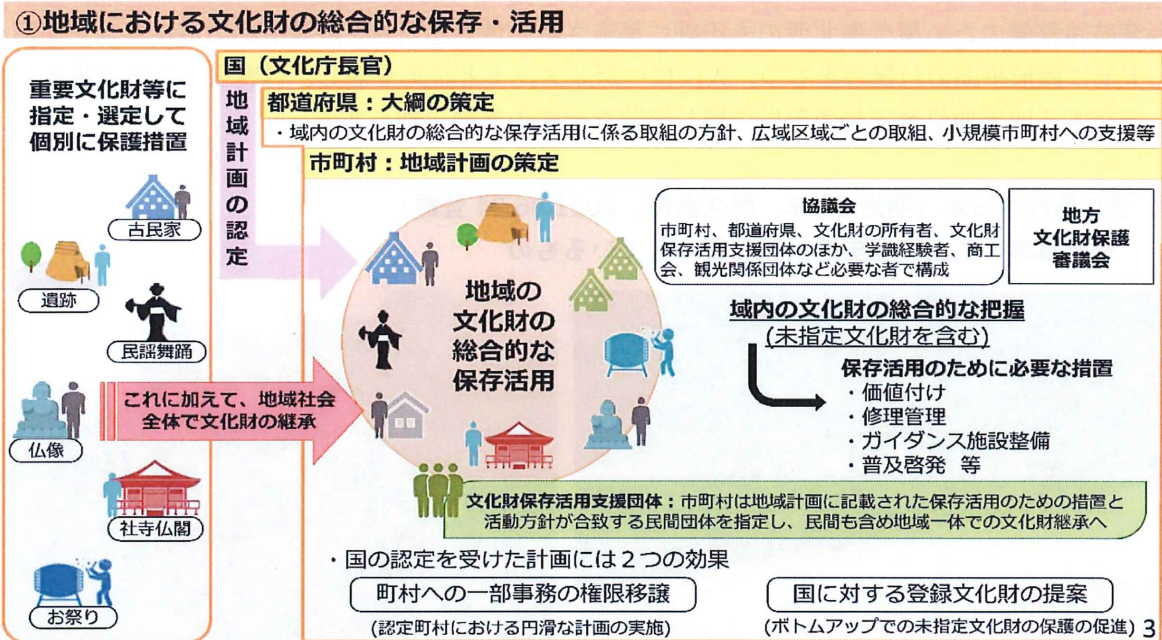


図9. 文化財保護制度の見直しについて（文化庁平成30年11月作成）より抜粋

- ①地域における文化財の総合的な保存と活用を図るため、都道府県は総合的な施策の大綱を、市町村は地域計画を作成できることとする。
- ②個々の文化財の確実な継承のため、文化財の所有者等が保存活用のための計画を作成することができることとする。
- ③地方の文化財保護行政において、景観・まちづくりや観光等の他の行政分野と連携した総合的・一体的な取組を可能とするため、所管を教育委員会から地方公共団体の長へ移管することができることとする。

5-4.文化財保存活用地域計画

各市町村において取り組んでいく目標や取組の具体的な内容を記載した、文化財の保存・活用に関する基本的なアクション・プラン。

文化財の保存・活用に関して当該市町村が目指す将来的なビジョンや具体的な事業等の実施計画を定め、これに従って計画的に取組を進めることで、継続性・一貫性のある文化財の保存・活用が一層促進される。

国に登録すべき物件があれば提案できる。

→地域で見出された未指定文化財の保護について、国と地域の連携を一層強化する。

5-5.個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用計画

(保存活用計画策定の目的)

所有者、管理責任者、管理団体が、歴史的建造物の現状と課題を把握し、保存・活用を図るために必要な事項や、所有者等が自主的に保存・活用の為に行うことの出来る範囲などを明らかにし、また、これらに関して所有者と都道府県及び市町村教育委員会・文化庁の間の合意を形成しておくことによって、所有者等による自主的な保存と活用が円滑に促進されること。

通常個別に要する許可を事後届出で良いとする→手続きを弾力化

6. 登録有形文化財の活用事例

6-1. 登録有形文化財の特徴

- ・ 建造物の様々な活用を行いやすい。
- ・ 今までどおりに使うことは勿論、事業資産や観光資源にすることも可能。
- ・ 外観が大きく変わる場合や移築の場合などに現状変更の届出が必要であるが、規制に強く縛られることはない。

例) 内部を一部改装し、ホールやレストラン、資料館などとして活用することも可能。

・ 事業の展開や地域の活性化のために積極的に活用しながら、文化財として緩やかに守ることができる。

・ 修理や管理について国（文化庁）に技術的なアドバイスを求めることが出来る。

6-2.登録有形文化財の優遇措置

●【登録有形文化財建造物修理等補助事業】

- ・ 保存・活用に必要な修理等の設計監理費の 2 分の 1 を国が補助
- ・ 地方公共団体などが行う公開活用事業にかかる費用の 2 分の 1 を国が補助

●【相続税】

相続財産評価額（土地を含む）を 10 分の 3 控除（国税庁通達）

●【固定資産税】

家屋の固定資産税を 2 分の 1 に減税（地方税法）

6-3.身近な登録有形文化財の活用事例

6-3-1. 磯工芸館 (旧島津家吉野植林所) (明治1904年、1923年・1986年移築)

6-3-2. 旧島津家芹ヶ野金山鉱業事業所 (明治1904年、1923年・1986年移築)



写真 21. 磯工芸館外観



写真 24. スターボックス外観
(旧島津家芹ヶ野金山鉱業事業所)

7. 1軒の空き家を地域の宝に

- 空き家であった遠藤家住宅を文化財に登録し、活用を進めている事例の報告 -

7-1.発見

7-2.発掘

7-3.価値の報告

7-4.価値の共有

7-5.保存と活用の方針を定める

7-6.保存と活用の実践

- ・保存しながらの活用
- ・改変しながらの活用
- ・保全しながらの活用

7-7.価値の発信

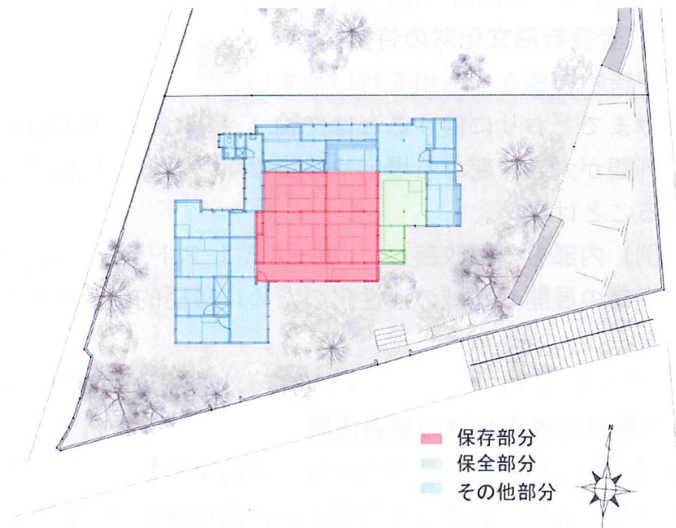


図 18. 遠藤家住宅活用に向けての方針



写真 30. 遠藤家住宅外観



写真 37. 学びの場として活用される様子 1



写真 46.改修後庭を見ながら食事をする



写真 50.オリジナルの構造を見せる改修

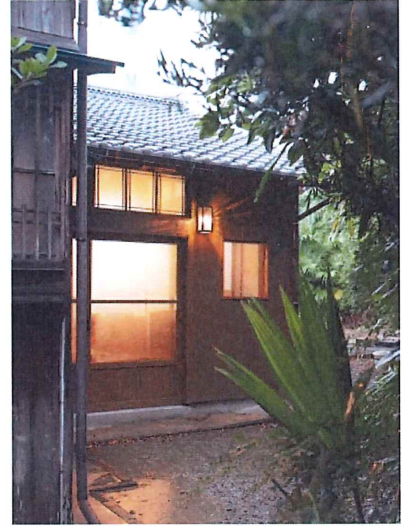


写真 57. 改修後の外観

7-8.建築からまちへ

今後の展望としては、他の文化財と連携した取組に発展させていくことが出来れば、観光をはじめとしたまちづくりに変化を生じさせることに繋がる。この土地固有の歴史や文化を色濃く映しやすくなるため、地域を訪れる方々が、他のまちにはないストーリー、魅力を感じやすくなると思う。



八板家住宅



旧上妻家住宅



赤尾木城文化伝承館 月窓亭



遠藤家住宅

8. おわりに

建築文化財を生み育むのは人々の生活の営みそのものである。価値を共有し、保存すべきところは守り伝えながら、分かりやすい公開・活用を続けていくことが大切である。さらに、保存・活用の過程で、地元の職人や社会とリンクする仕組みを構築していくことも、縮小社会において、建築文化財に関わる人材の確保、技の継承、文化財をまもり発展させていく為の地域の基盤づくりの為には欠かせないのではないかと考える。

熊毛地区においては、建造物に限らず、様々な分野で歴史認識を覆すような発見が続き、これからも続いて行くと思うとワクワクする島で私たちは暮らしている。

皆様が専門にされておられる文化財とも、是非建造物を連携させて頂き、「文化財は楽しい！」と思って貰えるような活動・取組を種子島・屋久島の地域一帯で一緒に展開していけたら嬉しい。